

船橋市地域・職域連携推進協議会
委員各位

船橋市保健所長

令和4年度禁煙週間における禁煙対策について（依頼）

日頃より、受動喫煙防止対策に御協力いただきありがとうございます。

令和4年4月21日付、健発0421第7号にて、厚生労働省健康局長より令和4年度「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」の協力依頼がありました。世界保健機関（WHO）では平成元年より5月31日を「世界禁煙デー」と定め、厚生労働省では平成4年度から「世界禁煙デー」に始まる一週間を「禁煙週間」（5月31日～6月6日）とし、様々な対策を推進しており、本市においては平成22年度から、受動喫煙防止対策として「禁煙週間」の期間中を敷地内終日禁煙とし、御協力いただいております。

令和4年度においても厚生労働省が定める「禁煙週間」に係る取り組みについて、下記の取り組み例を参考に各所属および所管する施設の禁煙対策に取り組みますようお願いいたします。

たばこに含まれる有害物質は、肺がんやCOPD（慢性閉塞性肺疾患）等の様々な疾患の原因であること、また収束の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症に関して、喫煙者は非喫煙者と比較して重症となる可能性が高いことが明らかになっていることから、この禁煙週間を健康について振り返る機会とし、禁煙対策に御協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 禁煙週間のテーマ

たばこの健康影響を知ろう！～若者への健康影響について～

2. 期間

令和4年5月31日（火）から6月6日（月）まで

3. 禁煙週間に係る取り組み例

- ・職員及び市民に対し、禁煙週間の周知（別添の禁煙周知ポスターの掲示等）
- ・来庁者には敷地内に設置されている喫煙場所の利用をお控えいただき、職員は利用を禁止
- ・敷地内に設置されている喫煙所の閉鎖
- ・所管施設の禁煙実施状況の把握（喫煙場所の巡回等）

4. 送付書類等

①依頼文

②禁煙周知ポスター

③令和4年度「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」の協力依頼について（厚労省健康局長通知）

④令和4年度「禁煙週間」実施要綱

⑤令和4年度 禁煙週間の取り組み報告書

※お手数をおかけいたしますが、令和4年6月30日（木）17時までに、事務局（地域保健課）へメールまたはFAXで御提出いただきますようお願い申し上げます。

【事務局・問合せ先】

船橋市保健所 地域保健課

担当：高橋・大竹・森

電話：047-409-3274 / FAX：047-409-2914

E-mail：chiikihoken@city.funabashi.lg.jp